

豊中市立緑と食品のリサイクルプラザ設置要綱

(目的)

第1条 豊中市立緑と食品のリサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）は、学校給食の調理くず・食べ残し等と公園等の樹木や街路樹の剪定枝を使って土壌改良材（堆肥）を製造し、これを活用して地球温暖化防止や循環型社会形成の必要性を啓発していくことを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 リサイクルプラザの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(開所時間)

第3条 リサイクルプラザの開所時間は、午前8時から午後3時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休日)

第4条 リサイクルプラザの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に開所し、又は休所とすることができる。

- (1) 日曜日及び月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たるときは、月曜日及び火曜日）
- (2) 祝日（その日が学校給食実施日の翌日に当たるときは、その日の翌日）
- (3) 5月6日、12月29日から1月3日までの日

(業務)

第5条 リサイクルプラザは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 土壌改良材（堆肥）の製造、保管及び普及に関すること。
- (2) 施設、設備、備品等の管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める業務

(職員)

第6条 リサイクルプラザに所長を置く。

(職務)

第7条 所長は、上司の命を受け、リサイクルプラザの業務を掌理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、リサイクルプラザの管理及び運営について必要な事項は、所管部長が別に定める。

別表

名称	位置
豊中市立緑と食品のリサイクルプラザ	豊中市原田中2丁目68番

附則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。